

令和3年三重県議会定例会
防災県土整備企業常任委員会
説明資料

◎ 議案補充説明

- (1) 議案第53号「県道の路線認定及び廃止について」 1

◎ 所管事項説明

- (1) 「令和2年度『第三次三重県行財政改革取組』の進捗状況」
における県有施設の見直しについて（関係分） 3
- (2) 三重県の道路における最近の政策について 5
- (3) 第三次三重県建設産業活性化プランの取組について 28
- (4) 審議会等の審議状況について 32

令和3年3月11日

県 土 整 備 部

◎ 議案補充説明

(1) 議案第53号「県道の路線認定及び廃止について」

県道「多田ヶ瀬山居線」について、全長7.1kmのうち、一部区間（北牟婁郡紀北町東長島字城ノ濱から北牟婁郡紀北町東長島字山居まで）6.2kmを、県道「城ノ浜山居線」として新たに認定します。これに伴い、県道「多田ヶ瀬山居線」については、路線認定を廃止します。

1 路線概要

(1) 認定路線

	(じょうのはまさんきょせん)	
路線名	城ノ浜山居線	(路線番号 766)
路線延長	6.2km	

(2) 廃止路線

	(ただがせさんきょせん)	
路線名	多田ヶ瀬山居線	(路線番号 766)
路線延長	7.1km	

2 理由

多田ヶ瀬山居線は、県営都市公園熊野灘臨海公園内と国道260号、国道42号を結ぶ道路として路線認定しましたが、同公園の園路として活用するため、現在の多田ヶ瀬山居線を廃止し、新たに城ノ浜地内を起点とする、城ノ浜山居線として認定するものです。

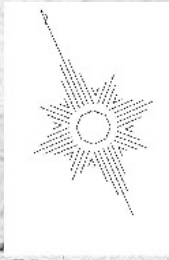
3 今後の予定

(県議会による議決後)

令和3年3月 県による県道の路線認定及び廃止

県営都市公園熊野灘臨海公園の園路供用開始

【議案第53号】



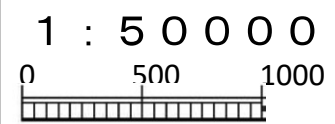
認定路線
県道 城ノ浜山居線
L = 6.2 km

一般国道260号
重複区間
L = 0.7 km

県道 長島港線
重複区間
L = 0.3 km

県営都市公園
熊野灘臨海公園園路
供用予定

廃止路線
県道 多田ヶ瀬山居線
L = 7.1 km



凡例	
認定路線	——
廃止路線

◎ 所管事項説明

(1)「令和2年度『第三次三重県行財政改革取組』の進捗状況」における県有施設の見直しについて(関係分)

○この一覧表は「三重県財政の健全化に向けた集中取組」(平成29年6月～令和2年3月)での「県有施設の見直し」において定めた個別施設の見直しの方向性や、調整経過等を整理したものです。

○見直しの方向性を定めた施設については、「第三次三重県行財政改革取組」において、庁内での検討や関係団体との調整を進め、着実に見直しを進めていきます。

○廃止や統合を含めた施設のあり方の検討による維持管理費の抑制と、新たな県民ニーズへの対応や県民サービスの向上の両面から見直しに取り組むとともに、施設にかかるコスト縮減や一層の収入確保にも取り組んでいます。

No	施設名	見直しの方向性	これまでの主な経過、課題、今後の予定など	所管部局名
19	北勢中央公園 <指定管理>	<p>整備計画の見直し及び未利用地の利活用検討</p> <p>当該施設は、四日市市・いなべ市・菰野町にまたがる都市公園であり、平成5年から順次供用を開始している。現在、整備途中であるが、利用状況からみて施設の規模や機能が現状で概ね足りていると考えられること、完成に向けては多額の事業費を投入する必要があることなどから、整備計画の見直し及び買収済み公園用地の利活用について、関係市町と協議を進める。</p>	<p>【経過】</p> <p>○「見直しの方向性」を踏まえ、次のとおり整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野球場サブグラウンド(1面)やテニスコートの増設(4面)、新たなエリアの整備を休止すること ・現在整備中のエリアはこのまま整備を進め完成させること ・用地買収については買収請求に応じ買収を完了させること ・未利用地については、当該公園の設置目的の一つでもある「良好な自然環境の保全を図る」ため、修景施設(主に樹林地)として利用していくこと <p>○上記方針について関係市町(四日市市、いなべ市、菰野町)に説明</p> <p>○上記方針に基づき取り組みを実施</p> <p>○現在整備中の自然探検エリアの遊具は、令和2年度末に完成</p> <p>【今後の予定】</p> <p>○コロナ禍の中、公園利用者が効果的に運動できることをめざし、健康遊具の整備を進める。(令和3年度整備完了予定)</p> <p>○未利用地の利活用については、引き続き検討を継続</p>	県土整備部
20	熊野灘臨海公園 <指定管理>	<p>用途変更(維持修繕計画の見直し)</p> <p>当該施設は、広域的なレクリエーション需要を充足することを目的とした都市公園であり、昭和53年から順次供用を開始している。施設の利用状況に変化がみられることなどから、利用者のニーズや地域の集客施設への影響なども勘案し、施設の維持修繕計画の見直しについて関係市町等と協議を進める。</p>	<p>【経過】</p> <p>○「見直しの方向性」を踏まえ、次のとおり整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化が進む当該公園の各種施設の今後のあり方(継続・廃止・用途変更など)を県、町、施設管理者等と検討に着手していくこと ・上記あり方についての検討結果を踏まえ、各公園施設のより具体的な維持修繕の方針を取りまとめること <p>○平成30年度は、関係者(三重県、紀北町、指定管理者)による「熊野灘臨海公園のあり方に関する検討会」を4回開催し、公園施設の今後の必要性や取組の優先順位等を検討</p> <p>○令和元年度は、平成30年から老朽化により営業を休止しているプールの取扱い(修繕、規模縮小、別施設への用途変更等)を含めた公園の利用促進方策等について、地域振興、観光振興など幅広い視点から検討を行うため、関係者(三重県、紀北町、指定管理者、東紀州振興公社、紀北町観光協会)からなる「熊野灘臨海公園の利用促進検討会」を開催</p> <p>R1.8.31 第1回検討会開催 R1.11.15 第2回検討会開催 R2.3 第3回検討会開催</p> <p>○上記の検討会の結果をふまえ、既存プールは廃止し、新たな集客・誘客施設として規模を縮小したうえで海水浴場に隣接したプールを再整備する、プール跡地は大規模地震発生時における公園利用者の避難地として活用できる高台広場として整備する、方針を定めた</p> <p>○プールの再整備計画等を踏まえた具体的な維持修繕計画を策定</p> <p>○令和2年度は、プール整備予定地の測量、地質調査を行い、プール施設の詳細設計を実施。また、公園施設を活用したワーケーションを推進するため、老朽化したコテージの改修設計およびコテージへの通信環境(Wi-Fi)を整備</p> <p>【今後の予定】</p> <p>○令和元年度に策定した維持修繕計画に基づき、公園施設の適正な維持管理を進めていく</p> <p>○令和3年度から、プール整備工事および高台広場の設計に着手し、プールについては令和5年夏まで、高台広場は令和7年度末の完成をめざす</p> <p>○老朽化したコテージの改修は、令和3年度末の完了をめざし整備を進める</p>	県土整備部

No	施設名	見直しの方向性	これまでの主な経過、課題、今後の予定など	所管部局名
21	鈴鹿青少年の森 〈指定管理〉	<p>民間活力の導入（PPP／PFIなど）</p> <p>当該施設は、次世代を担う青少年が自然の中でスポーツや野外活動に親しみ、心身を鍛錬し豊かな人間性を養う場とするため、明治100年を記念して整備に着手し、昭和47年までに整備をすべて完了し、以来、全面供用している。</p> <p>平成20年度から指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを活用し、利用者数も順調に増加しているところがあるが、鈴鹿サーキットや交通量が多い道路に隣接するなど、好立地にあること、隣接する県有施設（鈴鹿青少年センター）においても、施設見直しの検討が進められていることなどから、鈴鹿青少年センターおよび鈴鹿青少年の森低利用地等を活用したPPP/PFIなどの民間活力の導入に向けて、必要な条件整理や方策の検討を進めていくこととする。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30.11.30 「平成30年度第2回みえ公民連携共創プラットフォーム」（百五銀行主催）において、教育委員会とともに民間事業者と対話し、事業への関心・事業アイデア・対象エリア等の意見を聴取 ・R1.6～R2.1 「鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の複合運営等民間活力導入可能性調査」を教育委員会と連携しながら実施 ・R2.1 民間事業者幹部を含む5名の各種専門家による「有識者意見交換会」を実施し、立地ポテンシャル、可能性の高い事業手法などについて意見を聴取 ・R2.1.29 公園敷地内に鈴鹿市を拠点としてJリーグ入りをめざす鈴鹿ポイントゲッターズのホームスタジアム建設に係る知事要望（鈴鹿市、(株)アンリミテッド） ・R2.9 民間事業者のコロナ禍の影響や投資意欲についてヒアリングを実施 ・R2.10 公募型設置管理許可制度（Park-PFI）により駐車場や飲食施設（民間提案）などを整備する方針を決定 ・R3.2 鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の整備運営事業者の公募準備を開始（アドバイザー業務契約締結） <p>【課題】</p> <p>より魅力のある事業案や自由度の高い民間提案を引き出すことが可能となるよう、民間事業者と意見交換を行いながら、事業者公募の準備を進めていく必要がある。</p> <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> R3.7 事業者公募 R3.12 事業者契約 R4.9 リニューアルオープン（公園） <p>－参考－</p> <p>＜サッカースタジアム建設について＞</p> <p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> R2.1.29 「鈴鹿青少年の森」敷地内へのサッカースタジアム建設に係る知事要望（鈴鹿市、鈴鹿市サッカー協会、(株)アンリミテッド） R2.2.13以降 スタジアム建設に関する課題把握およびその対応方法を検討するため関係者と協議を実施 R2.10.28「鈴鹿青少年の森」敷地内へのサッカースタジアム建設に係る知事への協力依頼（鈴鹿市、(株)アンリミテッド）および報道発表 R2.11 (株)アンリミテッドが現地測量、地質調査に着手 <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R3.6 造成工事着手 ・R4.9 スタジアム完成 	県土整備部

(2) 三重県の道路における最近の政策について

I 緊急輸送道路の整備について

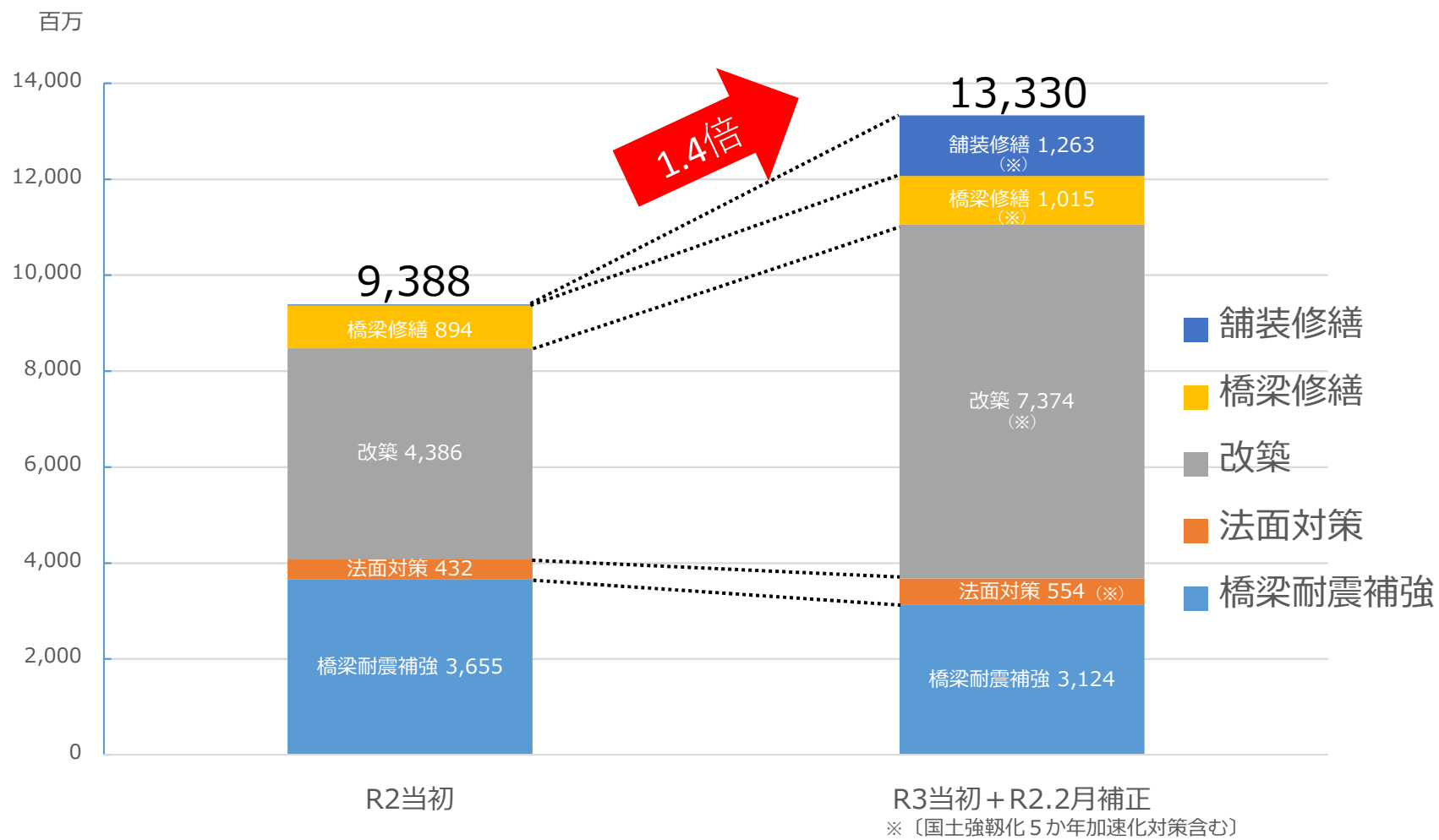
II 道路区画線の引き直しについて

III A | カメラによる道路交通モニタリング
について

IV 太平洋岸自転車道ナショナルサイクルルート
指定に向けて

I 緊急輸送道路の整備について

緊急輸送道路に関する事業費

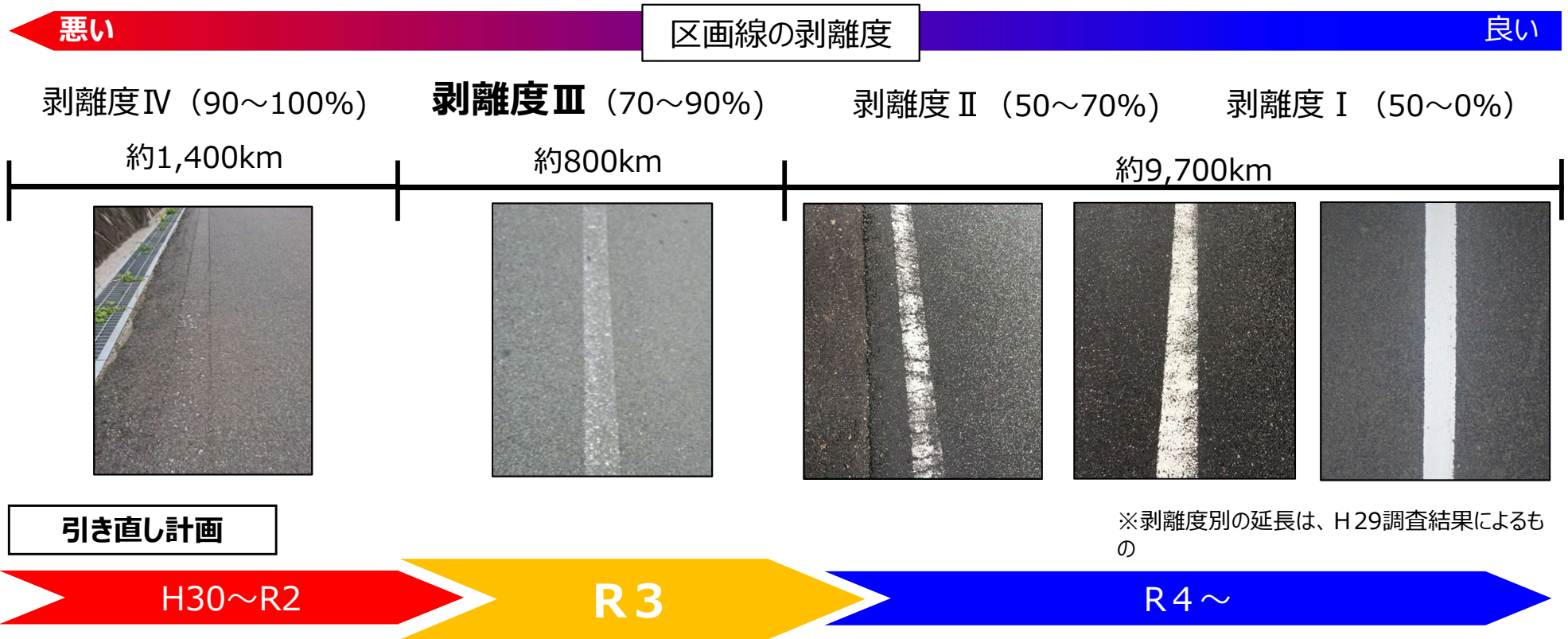


。

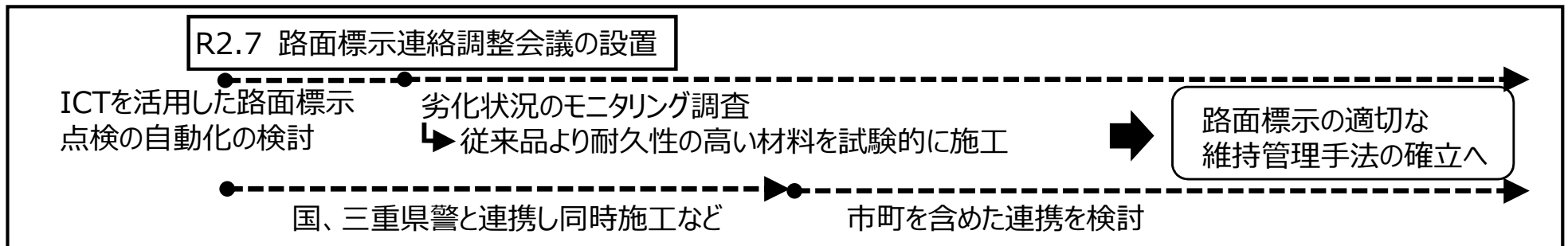
Ⅱ 道路区画線の引き直しについて

令和3年度 三重県の路面標示の改善方針

- R3年度内に剥離度Ⅲの引き直しを完了。R4年度以降、剥離度Ⅱ以内の定常化をめざす。



6



1 同時施工等の推進

～県警と道路管理者が連携し交差点等での路面標示を面的にリニューアル～

- 国・県警・県の三者による初めての試みとして、直轄国道と県管理道路の交差点172箇所では同時施工を調整し、令和2年度は6箇所を実施
令和3年度は令和2年度以上の箇所を実施（目標）
- 県警・県による同時施工を令和2年度は62箇所（令和元年度の約1.3倍）で実施
令和3年度は令和2年度以上の箇所を実施（目標）
- 令和3年度は市町を含めた同時施工等について、実施手法を検討

	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (予定)
国・県警・県※1	—	6箇所	R2以上を目標に実施
県警・県	49箇所	62箇所	R2以上を目標に実施
国・県警・市町・県	個別での連携は随時実施		実施手法を検討

※1 オーバーレイ等、舗装修繕に伴う同時施工も含む

2 劣化状況のモニタリング調査、塗料の耐久性向上 ～路面標示管理のシステム化、高耐久性塗料による長寿命化に向けた取組～

- 令和2年度は、高耐久性路面標示塗料の仕様等について検討
- 令和3年度は、交差点部とそれ以外含め、約50箇所を試験施工

(試験施工の概要)

交差点部：隣接する交差点を通常塗料と高耐久性塗料で施工し比較
それ以外：連続的に通常塗料と高耐久性塗料を施工し比較

- 令和3年度より、モニタリング調査を約100箇所を実施
- 劣化要因、劣化速度などを調査し、今後の塗り替えに反映できるようシステム化

(モニタリング調査の概要)

- 交通量及び直線部・曲線部・交差点に区分し調査箇所を抽出
- 調査箇所では歩道の有無、沿道利用状況も確認・記録
- 施工後、3・6・12か月経過時、2・3年経過時の状況を調査

3 AI技術等活用による劣化状況等の把握 ～大学と連携した路面標示の劣化検知システム開発～

- 三重大大学の協力を得て、AIを活用した路面標示劣化検知システムを県警、県が参画し共同開発

工程（目標）

令和3年度

画像処理AIの開発着手
試作システムの製作

令和4年度

試験運用開始

システムの完成（本運用）

システムのイメージ

車載カメラで撮影した座標情報付の画像データをAIで処理し、剥離度を帳票や地図で表示する



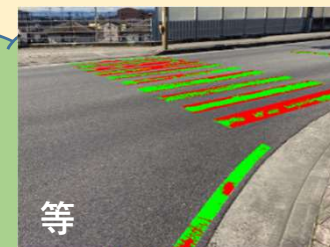
画像データ、座標情報取得



GPSと連動して撮影

画像処理AI

路面標示の抽出
劣化状況の判定
等



剥離度の
データベース化
（帳票・地図表示）



参考 令和3年度の路面標示連絡調整会議について

1. スケジュール



13

2. 構成員

機 関 名	役 職	氏 名
中部地方整備局三重河川国道事務所	事務所長	秋葉 雅章
中部地方整備局北勢国道事務所	事務所長	伏木 章尋
中部地方整備局紀勢国道事務所	事務所長	藤山 一夫
三重県警察本部 交通部	部 長	伊藤 達彦
三重県県土整備部	部 長	水野 宏治

Ⅲ AIカメラによる道路交通 モニタリングについて

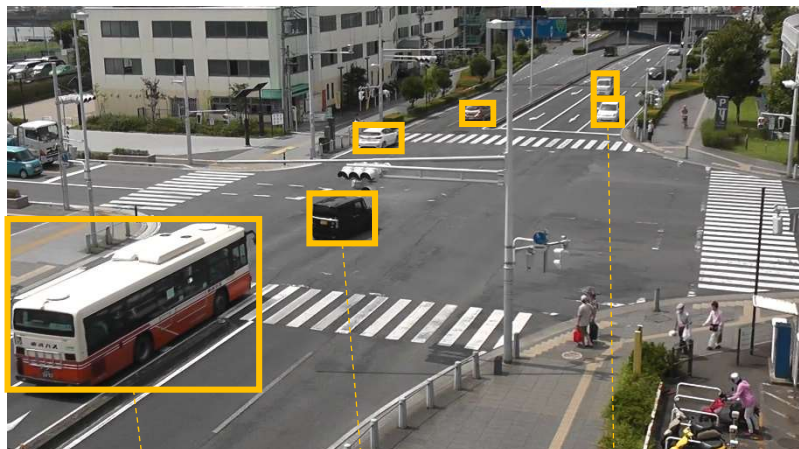
1. AIによる交通量計測の仕組み

画像認識型交通量観測装置の処理フロー例 (①~④)

①車両検出

動画フレームから**車両を検出**

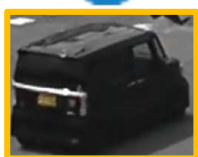
DL処理



②車種識別

車両の**車種を判別**

DL処理



判別 **“大型車”**

“小型車”

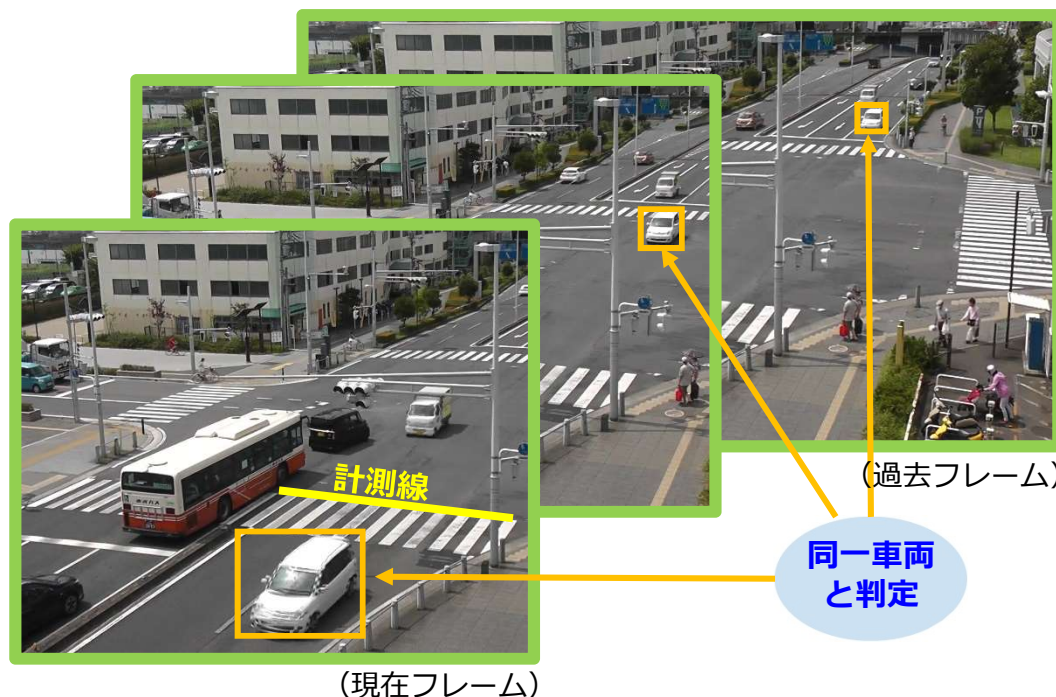
“小型車”

※トラックとバスに判別可能

③車両追跡

過去フレームと同一車両判定を行い**動線を追跡**

DL処理



④計測線通過判定

動線追跡している車両の**計測線通過を認識**

計測結果 ; 「小型車 1台」

【DL処理】

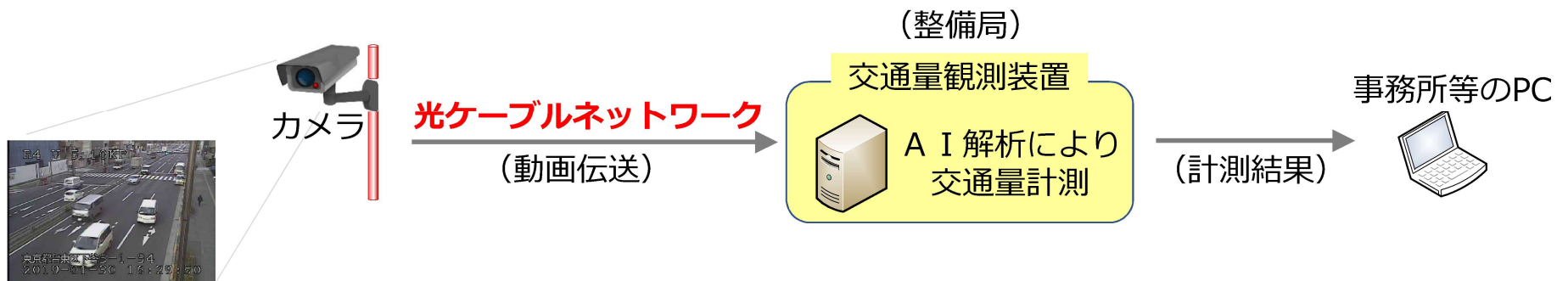
DeepLearningにより、車両や車種等を予め学習させたモデルを使用して、入力画像から車両や車種等を推論する処理。

2. 計測データの流れ

三重県【エッジ型】（A I をカメラと同じ位置に設置）

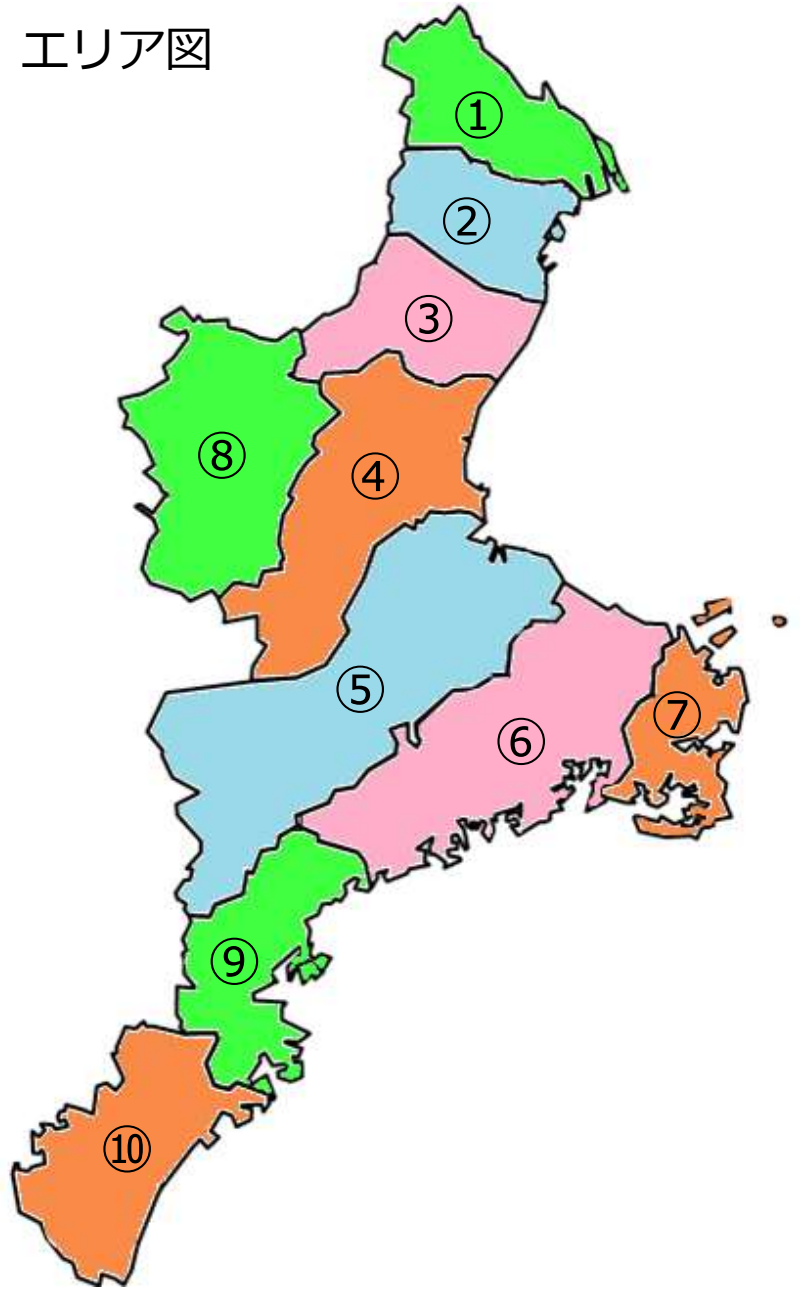


(参考) 直轄国道【サーバ型】（A I をカメラと別の位置（整備局）に設置）



3. 情報提供のイメージ

エリア図



対前週比 (全車)

エリア	設置箇所特性	平日 平均	土日祝 平均
① 桑 名	観光地周辺	+ 5%	+ 10%
② 四日市	観光地周辺	+ 10%	- 8%
③ 鈴 鹿	観光地周辺	- 6%	+ 4%
④ 津	IC付近 (緊急輸送道路)	+ 15%	+ 12%
⑤ 松 阪	IC付近 (緊急輸送道路)	+ 3%	- 2%
⑥ 伊 勢	観光地周辺	- 5%	- 10%
⑦ 志 摩	観光地周辺	+ 8%	+ 10%
⑧ 伊 賀	観光地周辺	+ 12%	+ 15%
⑨ 尾 鷲	IC付近 (緊急輸送道路)	- 2%	+ 3%
⑩ 熊 野	広域防災拠点付近	± 0%	- 5%

※データを蓄積し「対前月比」「対前年比」に加え、「大型車・小型車別」などの情報に拡充予定

4. 当面の情報提供のスケジュール（案）

	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度～
自動車		3月中旬 ● カメラ設置・運用開始 3月下旬～ 計測データの提供 (対前週比・対前月比)	(対前年比) 
自転車 歩行者		システム改善 	

- 3月下旬を目途に県HPやプレスリリースで1週間毎に公表予定
- 合わせて、主な直轄国道の計測データも掲載予定

(参考) 交通状況の例 ① (直轄国道、対前年比)

全車種 (平日)

対前年比 (2020年/2019年)

緊急事態宣言

4.7~5.25

〔うち三重県〕

4.16~5.13

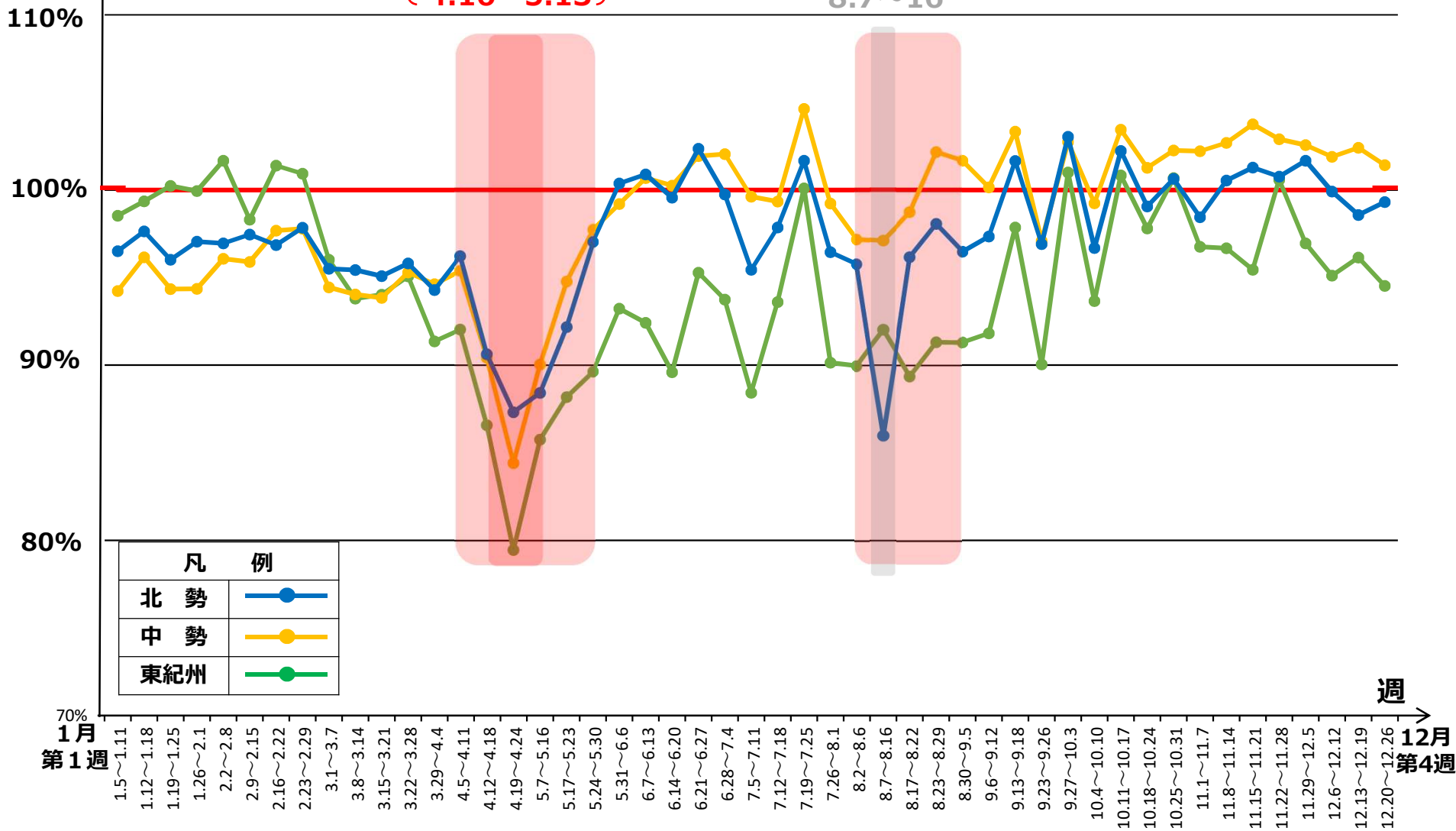
三重県緊急警戒宣言

8.3~31

お盆

8.7~16

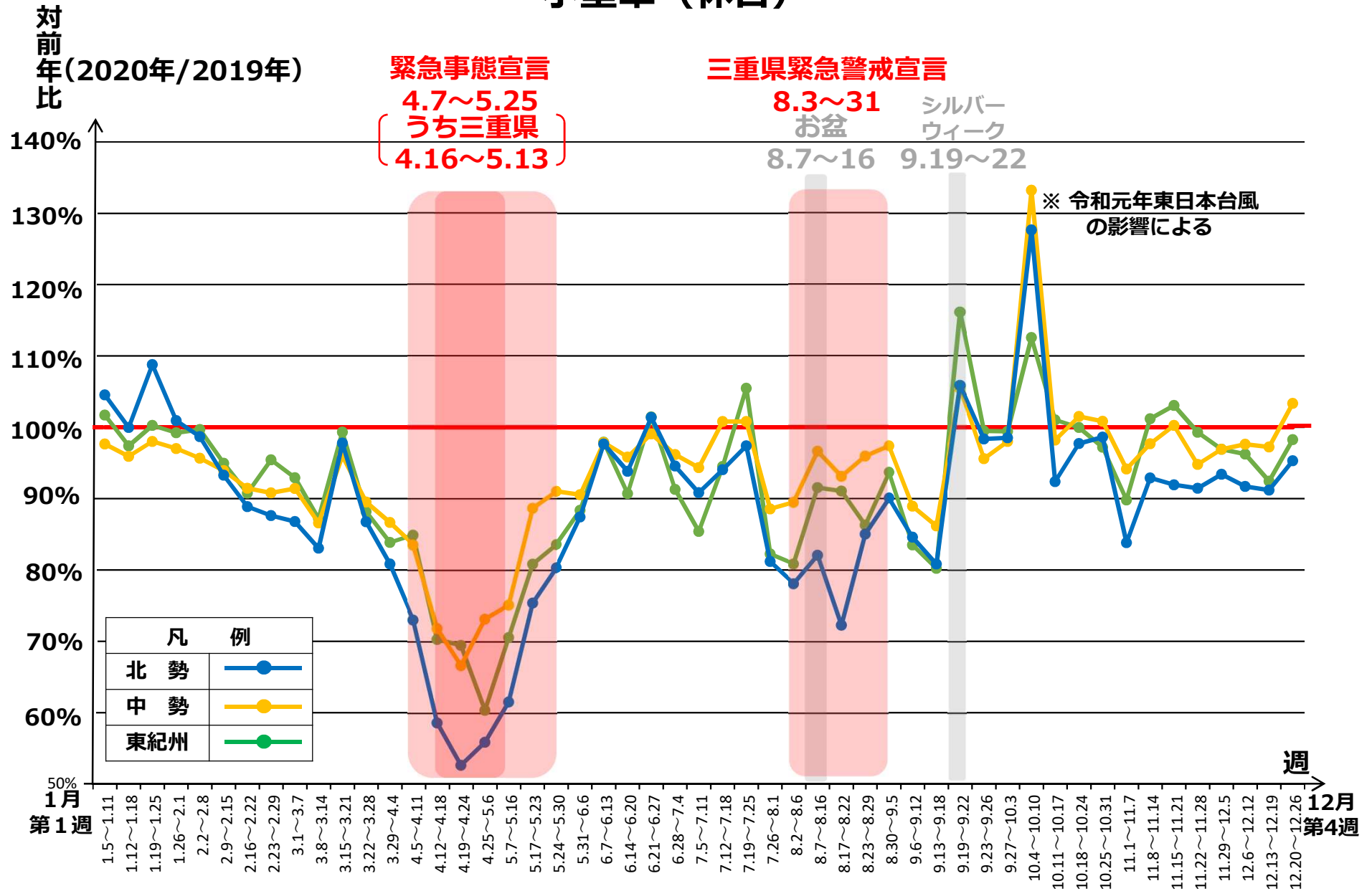
19



(参考) 交通状況の例 ② (直轄国道、対前年比)

小型車 (休日)

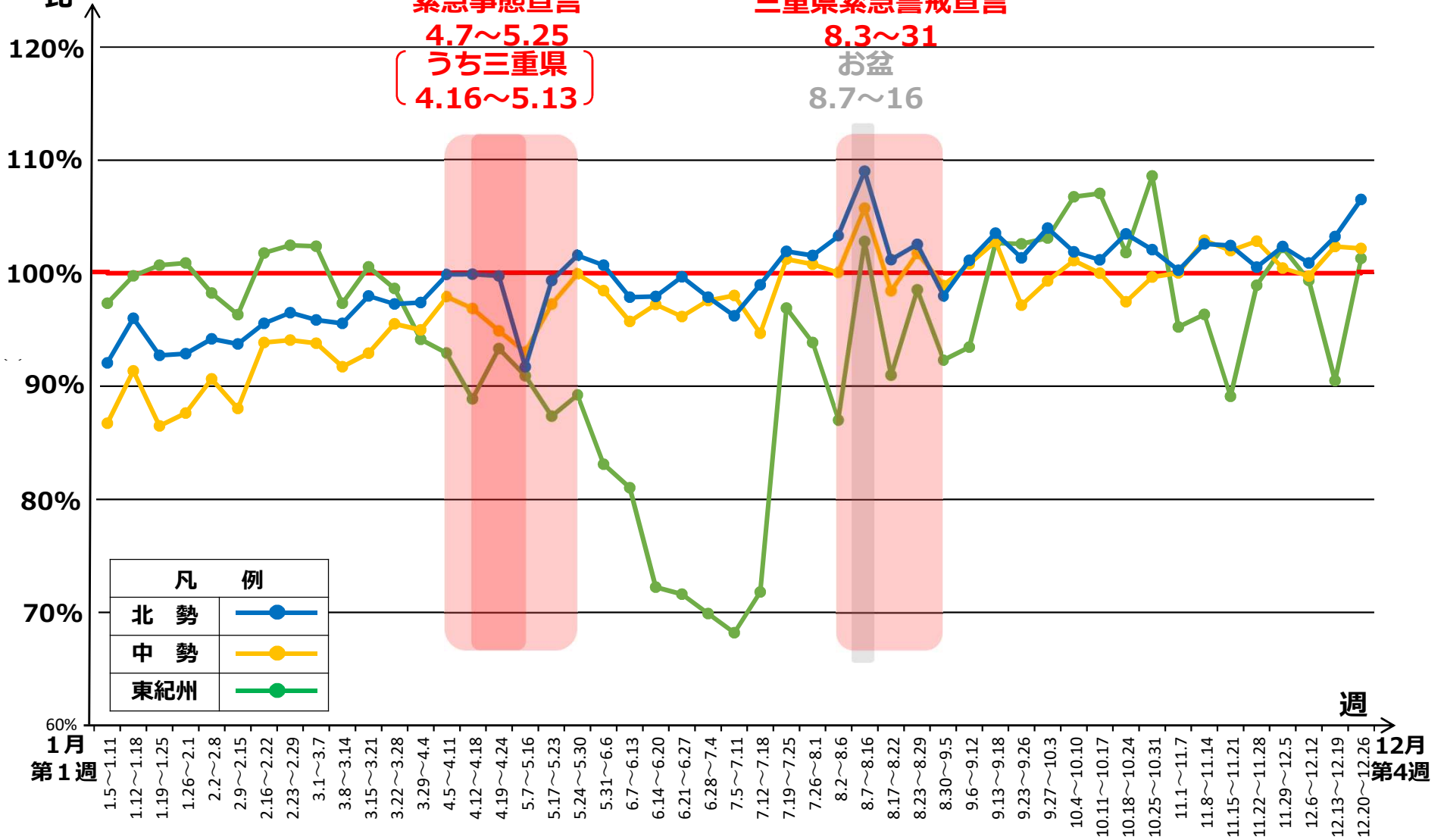
20



(参考) 交通状況の例 ③ (直轄国道、対前年比)

大型車 (平日)

対前年(2020年/2019年)比



IV 太平洋岸自転車道ナショナル サイクルルート指定に向けて



太平洋岸自転車道ナショナルサイクルルート指定に向けて

1. 太平洋岸自転車道について

- ・千葉県銚子市を起点とし、和歌山県和歌山市に至る延長約1,400kmの自転車道
- ・昭和45年の「自転車道の整備等に関する法律」の成立を受け、国及び沿線自治体が昭和48年度より大規模自転車道整備事業として着手





太平洋岸自転車道ナショナルサイクルルート指定に向けて

三重県内のルート延長 L=294.2km

国管理道路 区間 L=106.6km

山ルート(鳥羽市~紀北町)

海ルート(鳥羽市~紀北町)

県管理道路 区間 L=187.6km

道の駅
「紀宝町ウミガメ公園」

道の駅
「熊野きのくに」

道の駅
「熊野・花の窟」

道の駅
「パーク七里御浜」

道の駅
「紀伊長島マンボウ」

道の駅
「奥伊勢木つつ木館」

道の駅
「海山」

度会町 大久保公園

二見駐車場

ゲートウェイ (鳥羽駅)

おおみやサイクリングターミナル

南伊勢町 町民文化会館

東宮小公園

伊勢志摩 国立公園

海の道公園

相差駐車場

波切小公園

長田小公園

- ゲートウェイ (ルート近傍にある、サイクリストの受入環境を備えた、空港、鉄道駅、道の駅等の主要アクセスポイント)
- サイクルステーション (サイクリストが必要とする機能を備えた休憩施設)



太平洋岸自転車道ナショナルサイクルルート指定に向けて

2. ナショナルサイクルルートについて

【ナショナルサイクルルートとは】

日本における新たな観光価値を創造し、地域の創生を図るために、一定の水準を満たすルートを対象に、自転車活用推進本部長(国土交通大臣)が指定したルート

(参考) 第一次ナショナルサイクルルートとして指定されたルート (令和元年11月)

1. つくば霞ヶ浦りんりんロード (茨城県)
2. ビワイチ (滋賀県)
3. しまなみ海道サイクリングロード (愛媛県・広島県)

【指定までの手続き】

本部事務局による候補ルートの選定・公表

令和3年1月29日

次の3ルートがナショナルサイクルルートの候補ルートに選定
 ・太平洋岸自転車道 (千葉県、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県)
 ・トカプチ400 (北海道)
 ・富山湾岸サイクリングコース (富山県)

第三者委員会による審査

令和3年2月25日

令和2年度第1回ナショナルサイクルルート審査委員会が開催

本部長(国土交通大臣)による指定

- ・国やJNTO(日本政府観光局)によるプロモーション
- ・社会資本整備総合交付金等により、地域の取組に対して重点的に支援
- ・ナショナルサイクルルートとしてのブランド価値の向上

- ・地域による情報発信、ロゴマークの設置 等
- ・ナショナルブランドを活用した誘客



太平洋岸自転車道ナショナルサイクルルート指定に向けて

3. 指定要件について

ハード・ソフト両面から一定の水準を満たす環境が必要であることに加え、それらの魅力的な環境を国内外に向けて情報発信すると共に、一貫したコンセプトの下で継続的に利用環境の水準の維持、更なる向上を図る必要があることを踏まえ、以下の観点に基づき設定

観 点	指 定 要 件	評 価 基 準(必須項目)
1. ルート設定	サイクルツーリズムの推進に資する魅力的で安全なルートであること	・ルートの延長が概ね100km以上であること(離島・島しょ部は除く) ・地域を観光地を有機的に連携していること 等
2. 走行環境	誰もが安全・快適に走行できる環境を備えていること	トンネル・橋梁部・急勾配箇所の現地に注意喚起の看板等の案内表示がされていること 等
3. 案内表示	誰もが迷わず安心して走行できる環境を備えていること	ルート全線で統一された仕様の、矢羽根などの路面表示、案内看板が設置されていること 等
4. 休憩施設 (サイクルステーション)	いつでも休憩できる環境を備えていること	トイレが利用できること、空気入れの貸し出しをしていること、サイクルラックが設置されていること、必要な情報(ルートマップ等)が入手可能なこと 等
5. 受入環境	多様な交通手段に対応したゲートウェイが整備されていること	レンタサイクル等が利用可能、必要な情報が入手可能、必要な物品が購入可能、手荷物用のロッカーが完備されていること 等
	サイクリストが安心して宿泊可能な環境を備えていること	室内(フロント、ロビー、客室等)で自転車の預かり・保管が可能、フロント等で荷物の保管が可能、洗濯が可能であること 等
	緊急時のサポートが得られる環境を備えていること	緊急時の連絡体制やサポート可能な施設情報がルートマップ及びホームページなどに記載されていること 等
6. 推進体制	官民連携によるサイクリング環境の水準維持等に必要な取組体制が確立されていること	官民が連携し一体的に協議・検討・議論を行う常設の協議会等が設置され、定期的開催されること 等
7. 情報発信	誰もがどこでも容易に情報が得られる環境を備えていること	ルートマップ、HP等でルート紹介等を多言語(日英2か国語以上)で情報発信している、PR活動を実施している 等



太平洋岸自転車道ナショナルサイクルルート指定に向けて

4. 自転車環境整備等について

走行環境・案内表示



矢羽根



案内看板



注意喚起看板

休憩施設(サイクルステーション)



サイクルステーション
(道の駅「熊野・花の窟」)



サイクルラック・空気入れ
(長田小公園)

情報発信



公式 ルートマップ



公式 ホームページ



太平洋岸自転車道のPR
(第6回伊勢志摩サイクリング
フェスティバル 令和元年12月)

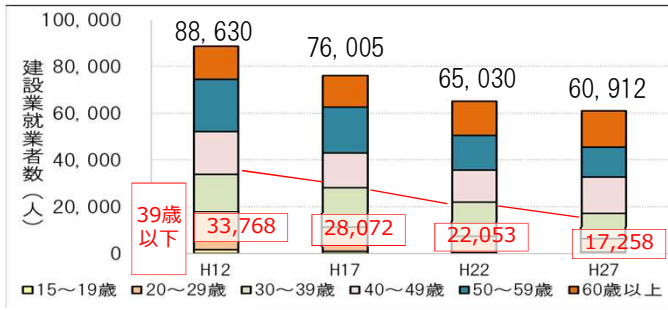
(3) 第三次三重県建設産業活性化 プランの取組について

労働環境改善の取組（週休二日制工事の拡大）

【建設業をとりまく現状】

県内の建設業の就業者数は減少。

特に**39歳以下の就業者数は平成12年に比べ半減。**



出典：総務省「国勢調査」

週休二日（4週8休）が進んでいない。

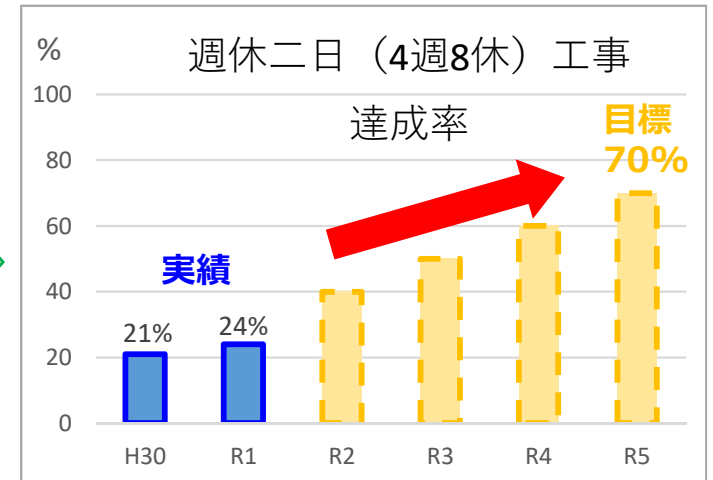


出典：東日本建設業保証株式会社「地域の守り手 アンケート調査結果 H31.3」

若手の入職や定着には、**労働環境改善が必要。**

【第三次活性化プラン】

週休二日（4週8休）工事を推進



週休二日制工事（4週8休）達成率 =
4週8休を達成した工事件数 / 月二回土日完全週休二日制工事件数

【週休二日（4週8休）工事の推進に向けた令和3年度の取組】

1) 週休二日（4週8休）工事の拡大

●発注者指定型（4週8休を指定）

土木一式 予定価格3千万円以上すべての工事に拡大

(R2：土木一式 予定価格7千万円以上 各事務所半数程度)

●受注者希望型（4週6～8休を受注者にて選択）

すべての工事 (R2から継続)

2) インセンティブの継続

●工事成績点の加点（4週8休を達成した工事）

●週休二日（4週8休）工事に必要となる経費を補正

1) ICT活用工事の効果

【建設現場におけるICT活用事例】

《3次元起工測量》



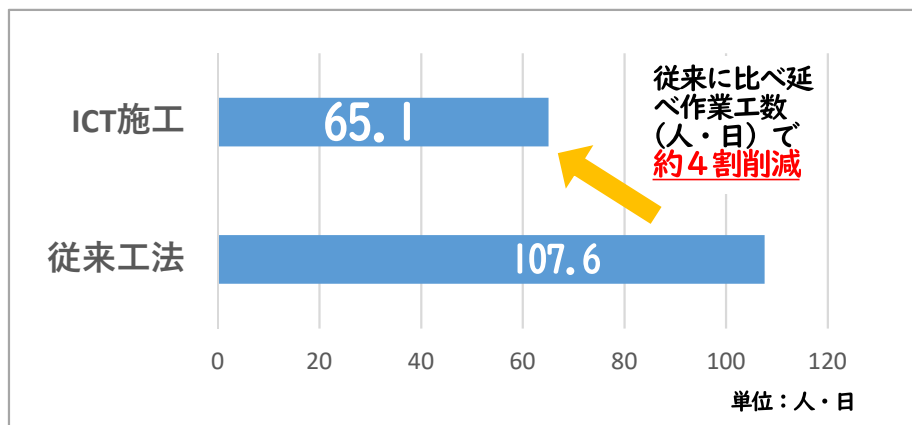
ドローン等を活用し起工測量の**日数を削減**

《ICT建機による施工》



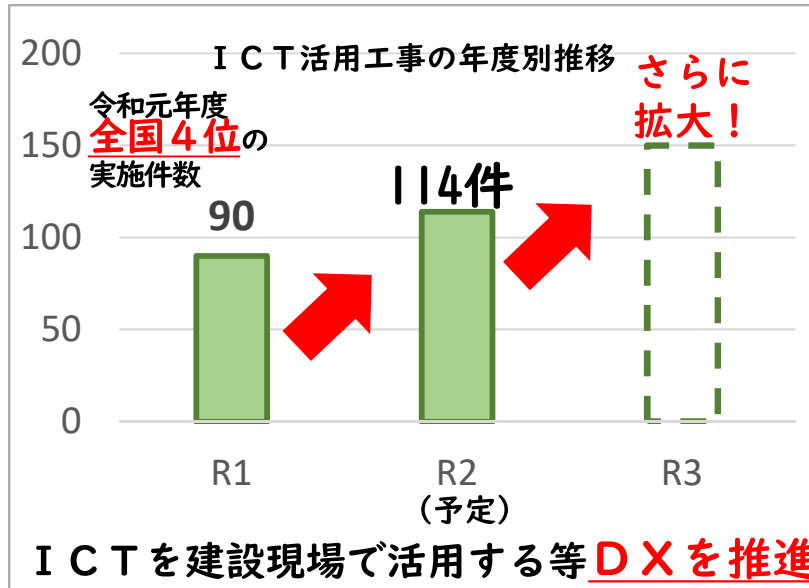
ICT建設機械による施工により建設現場の**生産性向上を実現**

【ICTの活用による生産性の向上】



2) ICT活用工事の状況

【令和2年度の実績】



【令和3年度の取組】

R2 実施工種

- 土工
- 舗装工

R3 活用を目指す工種

- 法面工
- 舗装工（修繕工）
- 地盤改良工
- 付帯構造物設置

1) 災害対応訓練

近年頻発する局地的豪雨による災害対応に備えて、令和2年11月に三重県建設業協会（参加企業323社）による災害対応訓練（浸水地解消訓練）が実施された。



新型コロナウイルス感染症対策として、メイン会場とサブ会場（8会場）をウェブ会議システムでつないで実施。県内で同時多発的に発災した場合でも、本部と各支部間で状況を把握しながら、対応できることを確認した。



2) 緊急対応（伊賀市 豚熱）

令和2年12月に伊賀市で県内2例目の豚熱（CSF）が発生。防疫協定により建設業協会伊賀支部の協会員延べ約300人が年末年始をまたぐ11日間、昼夜連続で防疫作業を実施し、迅速に埋却処分を完了。

令和2年12月伊賀市 豚熱 緊急対応状況



●三重県の取組

三重県と各種団体が締結している災害協定や防疫協定を総合評価方式で評価することにより、これらの活動を支援

(4) 審議会等の審議状況について

(令和2年11月20日～令和3年2月16日)

(県土整備部)

1 審議会等の名称	三重県公共事業評価審査委員会
2 開催年月日	令和3年2月8日
3 委員	委員長 安食 和宏 委員 酒井 俊典 他5名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	令和2年度に開催された委員会における再評価及び事後評価の結果に対して、今後の対応方針を報告した。
6 備考	公共事業再評価実施事業 14事業 ・道路6事業、広域河川改修4事業、下水道3事業、水道施設整備1事業 公共事業事後評価実施事業 2事業 ・経営体育成基盤整備（農業農村整備）1事業、道路1事業

1 審議会等の名称	三重県都市計画審議会
2 開催年月日	令和2年12月23日
3 委員	会長 松本 幸正 委員 仲林 真子 他17名
4 諮問事項	1 産業廃棄物処理施設の敷地の位置について (松阪市内 産業廃棄物処理施設) 2 産業廃棄物処理施設の敷地の位置について (伊賀市内 産業廃棄物処理施設) 3 鈴鹿都市計画道路の変更 4 亀山都市計画道路の変更 5 津都市計画及び安濃都市計画下水道の変更 6 いなべ都市計画区域の変更 7 いなべ都市計画道路の変更 8 桑名都市計画、四日市都市計画及びいなべ都市計画下水道の変更 9 いなべ都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内における建築形態制限の変更

	10 四日市都市計画区域区分の変更 11 松阪都市計画区域区分の変更 12 桑名都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 13 四日市都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 14 鈴鹿都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 15 いなべ都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 16 亀山都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 17 津都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 18 松阪都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 19 安濃都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 20 多気都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 21 明和都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
5 調査審議結果	諮問事項について、原案どおり答申された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県景観審議会
2 開催年月日	令和3年1月15日
3 委員	会長 増井 正哉 委員 岡田 博明 他8名
4 諮問事項	1 太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドラインの変更について
5 調査審議結果	・ 諮問事項について、原案どおり答申された。 ・ 三重県景観計画に基づく「県の推進方策」の実施状況について報告した。
6 備考	